

## 鳥取市地域活性化政策補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市地域活性化政策補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 本補助金は、本市の地域活性化を目的とした事業を実施する事業者に対し、企業版ふるさと納税を財源とした補助金を交付することにより、事業者が有する専門性及び人的資源を活用した事業者の主体的な地域活性化に資する活動を促進し、もって活力あるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱における、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業版ふるさと納税 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る寄附をいう。
- (2) 認定地域再生計画 地域再生法第7条第1項に規定する認定地域再生計画をいう。
- (3) 市税等 市税、下水道使用料又は下水道受益者負担金をいう。

### (補助対象団体)

第4条 本補助金の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する法人格を有する団体とする。

- (1) 政治活動又は宗教活動を目的とする団体でないこと。
- (2) 団体の構成員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (3) 市税等の滞納がないこと。

### (補助対象事業)

第5条 本補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市が定める認定地域再生計画に記載されている事業のうち、別表に掲げる指標の目標達成に資するもの
- (2) 第9条の規定により市長が採択した事業であって、企業版ふるさと納税により財源が確保されているもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業としない。

- (1) 政治活動及び宗教活動を目的としている事業
- (2) 施設、設備等を設置する事業であって、土地所有者等の関係者の承諾を得られていない事業（当該関係者の承諾を得られる見込みがある事業を除く。）
- (3) その他補助対象事業とすることが適当でないと認められる事業

3 補助対象事業は、補助金の交付決定をした年度から3年以内に完了しなければならない。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

(補助対象経費)

第6条 本補助金の対象となる経費(以下この条及び次条において「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に要する経費であって、次に掲げるもの以外のものとする。

- (1) 交際費
- (2) 慶弔費
- (3) 親睦会費
- (4) 福利厚生費
- (5) 租税公課
- (6) 減価償却費
- (7) 寄附金
- (8) 適正な時価でない額で取引又は計上される経費
- (9) 国、県その他の地方公共団体から受ける他の補助金の対象となる経費
- (10) その他補助対象経費とすることが適当でない認められる経費

2 補助対象事業の実施に関し、本補助金の交付決定前に事業に着手する必要があるときは、当該交付決定前に要した経費も補助対象経費として認めるものとする。ただし、当該補助対象経費に係る補助対象事業について、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を受けることができない場合があることを承諾した上で、事業に着手するものとする。

- (1) 第9条の規定による採択がされなかったとき。
- (2) 第12条の議案が鳥取市議会で議決されなかったとき。

(補助金の額)

第7条 本補助金は、補助対象経費に4分の3の補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数は切り捨てる。)を上限として、予算の範囲内で交付する。

(事業の提案)

第8条 この要綱による補助を受けるために事業を提案する者(以下「事業提案者」という。)は、当該事業の内容を、市長に対し提案するものとする。

2 前項に規定する事業の提案は、次に掲げる書類により行うものとする。

- (1) 事業提案書(様式第1号)
- (2) 事業提案計画書(様式第2号)
- (3) 概算事業費調書(様式第3号)
- (4) 市税等納付状況確認同意書(様式第4号)
- (5) 事業提案者に係る登記事項証明書及び定款(寄附行為の場合は寄附行為)の写し

(事業の採択)

第9条 市長は、前条の規定により提案を受けたときは、その内容を審査の上、当該提案を採択するか否かを決定するものとする。

2 市長は、前項に規定する決定をしたときは、提案事業の採択・不採択決定通知書(様式第5号)により、事業提案者に対し通知するものとする。

(寄附者の公募)

第10条 市長は、前条の規定により採択した事業(以下「採択事業」という。)に対し、企

業版ふるさと納税をする者（以下「寄附者」という。）を公募するものとする。

2 寄附者の公募は、鳥取市公式ウェブサイト等により実施する。

（企業版ふるさと納税）

第11条 前条の規定による公募に応じた寄附者は、企業版ふるさと納税をする際に、当該企業版ふるさと納税を充当すべき採択事業を指定したうえで、次に掲げる書類により行うものとする。

（1）まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）寄附申出書

（2）企業版ふるさと納税に係る採択事業の指定等について（様式第6号）

2 前項の場合において、当該寄附者が当該企業版ふるさと納税をした後に、当該指定した採択事業について、次に掲げる事由が生じたときは、当該指定した採択事業以外の事業に当該企業版ふるさと納税が充当されることを承諾した上で、企業版ふるさと納税をするものとする。

（1）事業提案者が倒産、解散その他社会情勢の変化等により事業を実施できない事情が生じたとき。

（2）企業版ふるさと納税の額が事業を実施できる額まで達しなかったとき。

（3）事業の完了後に事業費が企業版ふるさと納税の額まで達しなかったとき。

（4）次条の議案が鳥取市議会で議決されなかったとき。

（5）その他特別な事情により市長が採択事業を実施すべきでないと判断したとき。

3 前項各号に掲げる事由が生じた場合において、寄附者は、当該寄附者がした企業版ふるさと納税の返還を市長に求めることができないものとする。

4 寄附者は、第1項の規定により採択事業を指定する場合において、当該寄附者と関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第8項に規定する関係会社をいう。）にある団体が実施する採択事業を指定してはならない。

（補助金の予算）

第12条 市長は、前条第1項の規定により企業版ふるさと納税がされた採択事業（企業版ふるさと納税がされる見込みがある採択事業を含む。）について、鳥取市議会に対し、当該採択事業の補助金の予算に係る議案を提出するものとする。ただし、同条第2項第1号、第2号及び第5号に掲げる事由に該当するときは、この限りでない。

（提案事業の変更）

第13条 事業提案者は、第11条第1項の規定により集まった寄附金額により、第8条の事業計画の内容に変更が生じる場合は、変更後の内容を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する事業の提案は、次に掲げる書類により行うものとする。

（1）事業提案書（変更後）（様式第7号）

（2）事業提案計画書（様式第2号）

（3）概算事業費調書（様式第3号）

（変更後の提案事業の採択）

第14条 市長は、前項による提出があった際は、内容について審査し、当該提案を採択す

るか否かを決定するものとする。

2 市長は、前項に規定する決定をしたときは、変更後の提案事業採択・不採択決定通知書（様式第8号）により、事業提案者に対し通知するものとする。

（補正の指示）

第15条 本補助金を受けて事業を実施する団体は、当該事業の実施に関し、市長から、公益上の理由により内容の補正の指示があったときは、正当な理由がある場合を除き、当該指示に従うものとする。

（補助金の交付申請）

第16条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ事業（計画・実績）書（様式第9号）及び事業（予算・決算）書（様式第10号）とし、同条第4号に掲げる書類は次に掲げる書類とする。

（1）申請者の概要が把握できる資料（会社概要、企業パンフレット等）

（2）事業計画の概要が把握できる資料（図面、見積書、契約書、パンフレット等）

（3）市税等納付状況確認同意書（様式第4号）

（承認を要しない変更）

第17条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

（1）本補助金の増額又は減額を伴う変更

（2）事業の目的に影響を及ぼすと認められる変更

（着手届を要しない場合）

第18条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

（概算払）

第19条 本補助金は、規則第11条第1項ただし書の規定に基づき、概算払により交付する事ができる。

（完了届）

第20条 規則第10条の規定による完了届は要さないものとする。

（実績報告）

第21条 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ事業（計画・実績）書（様式第9号）及び事業（予算・決算）書（様式第10号）とする。

2 前項の書類は、補助事業が完了した日から1月以内に、市長に提出するものとする。

（委任）

第22条 この要綱に定めるもののほか本補助金について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和5年11月20日から施行する。

別表（第5条関係）

No	認定地域再生計画の指標名
1	就業者1人あたりの市内GDP
2	大学生市内就職率
3	市内製造品出荷額等
4	市内事業所数
5	補助事業（所得向上メニュー）指定企業における投下固定資産額の累計額
6	市公式インターネットショップ「とっとり市」の売上金額の累計額
7	留学生地域就労支援事業でのインターンシップ参加者の市内就職者数の累計
8	市内企業への就職を前提とした市内の日本語学校入学者数の累計
9	まちづくり投融資制度（投資・融資）の活用実績額の累計額
10	第三者承継補助金交付企業数の累計
11	農商工連携マッチング支援事業者数の累計
12	補助事業指定企業における投下固定資産額の累計額
13	産学官連携による新技術開発事業活用件数の累計
14	鳥取市国際経済発展協議会の地元企業海外進出等に対する支援の累計件数
15	新規のオフィス設置数（市関与分）の累計
16	「鳥取市ふるさと物産館」等の売上金額の累計額
17	麒麟のまち関西情報発信拠点での売上金額の累計額
18	市公設地方卸売市場の取扱高の累計額
19	スマート農業支援件数の累計
20	観光入込客数
21	外国人宿泊者数
22	伝統工芸等後継者育成支援事業活用者数の累計
23	シルバー人材センター登録会員数